

知的障害程度区分に係る支援を行う 必要性の認定の方法

平成14年10月11日
厚生労働省告示第347号

知的障害程度区分に関する省令（平成14年厚生労働省令第99号）第2項の規定に基づき、知的障害程度区分に係る支援を行う必要性の認定の方法を次のように定め、平成15年4月1日から適用する。

知的障害程度区分に関する省令（平成14年厚生労働省令第99号。以下「省令」という。）第2項の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に掲げる知的障害者施設支援ごとに当該各号に定める方法とする。

- 一 省令第一項第一号に掲げる知的障害者施設支援別表第一の聴取り票を用いた聴取りの結果により算出された点数の合計の次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分（それぞれ省令第一項第一号イから八までに掲げる区分をいう。）に該当する支援を行う必要性があるものとして認定する方法

点 数	区 分
28点以上	区分A
14点以上27点以下	区分B
13点以下	区分C

省令第一項第二号に掲げる知的障害者施設支援別表第二の聴取り票を用いた聴取りの結果により算出された点数の合計の次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分（それぞれ省令第一項第二号イから八までに掲げる区分をいう。）に該当する支援を行う必要性があるものとして認定する方法

点 数	区 分
23点以上	区分A
11点以上22点以下	区分B
10点以下	区分C

省令第一項第三号に掲げる知的障害者施設支援別表第三の聴取り票を用いた聴取りの結果により算出された点数の合計の次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分（それぞれ省令第一項第三号イから八までに掲げる区分をいう。）に該当する支援を行う必要性があるものとして認定する方法

点 数	区 分
35点以上	区分A
19点以上34点以下	区分B
18点以下	区分C

四 省令第一項第四号に掲げる知的障害者施設支援別表第四の聴取り票を用いた聴取りの結果により算出された点数の合計の次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分（それぞれ省令第一項第四号イから八までに掲げる区分をいう。）に該当する支援を行う必要性があるものとして認定する方法

点 数	区 分
29点以上	区分A
15点以上28点以下	区分B
14点以下	区分C

五 省令第一項第五号に掲げる知的障害者施設支援別表第五の聴取り票を用いた聴取りの結果により算出された点数の合計の次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分（それぞれ省令第一項第五号イから八までに掲げる区分をいう。）に該当する支援を行う必要性があるものとして認定する方法

点 数	区 分
23点以上	区分A
12点以上22点以下	区分B
11点以下	区分C

別表第一

聴取り票（知的障害者更生施設支援（入所）用）

1. 実施者（記入者）

実施日	平成 年 月 日	記入者氏名	ふりがな
実施場所	居宅内・施設内・その他（ ）		

2. 申請者

過去の決定	初回・2回目以降（前回決定 年 月 日）			前回決定結果	区分 A・B・C
申請者氏名	ふりがな	性別	男・女	生年月日	年 月 日（ 歳）

3. 備考

--

4. 聴取り

下表のアからノまでの各項目について、（ア）～（ウ）列に示した選択肢のうち、当てはまるものに1つだけ○印を付けて下さい。

生活動作等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
ア. 起床及び就寝の働きかけ	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
イ. 洗面、歯磨き等の整容に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ウ. 衣服の着脱の介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
エ. 屋内及び屋外での移動の介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
オ. 食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
カ. 排せつ行為に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
キ. 入浴の介助、入浴中の見守り等の支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ク. 医療処置、受診等に関する援助	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ケ. 医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
コ. 健康管理に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
サ. 清潔保持に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
シ. 金銭管理に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ス. 衣類、身の回り品等の管理に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
セ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ソ. 睡眠障害並びに食事及び排せつに係る不適応行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
タ. 自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
チ. 自閉症等による対人関係に関する問題への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ツ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助	困難性の高い支援が必要	支援が必要	支援の必要性が低い
テ. 外出、買い物等に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ト. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ナ. 訓練のための動機付け及び訓練内容の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ニ. 在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ヌ. 各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（ネを除く。）及び意思疎通の訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ネ. 代筆、電話の仲立ち等の支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ノ. 就労又は退所後の生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計	点	障害程度区分 A・B・C
----	---	-----------------

注1. (ア) 列につけた○印一つに2点を与え、(イ) 列につけた○印一つに1点を与えた場合の小計を算出し、それらの合計点を合計欄に記載して下さい。

2. 心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設についても、この票を用いてください。

別表第二

聴取り票（知的障害者更生施設支援（通所）用）

1. 実施者（記入者）

実施日	平成 年 月 日	記入者氏名	ふりがな
実施場所	居宅内・施設内・その他（ ）		

2. 申請者

過去の決定	初回・2回目以降（前回決定 年 月 日）		前回決定結果	区分 A・B・C
申請者氏名	ふりがな	性別	男・女	生年月日 年 月 日（ 歳）

3. 備考

--

4. 聴取り

下表のアからノまでの各項目について、（ア）～（ウ）列に示した選択肢のうち、当てはまるものに1つだけ○印を付けて下さい。

生活動作等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
ア. 食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
イ. 排せつ行為に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ウ. 医療処置、受診等に関する援助	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
エ. 医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
オ. 健康管理に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
カ. 清潔保持に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
キ. 金銭管理に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
ク. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ケ. 睡眠障害並びに食事及び排せつに係る不適応行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
コ. 自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
サ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助	困難性の高い支援が必要	支援が必要	支援の必要性が低い
シ. 外出、買い物等に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ス. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
セ. 訓練のための動機付け及び訓練内容の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ソ. 在宅生活に必要な生活生活関連行為の習得に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
タ. 各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援(チを除く。)及び意思疎通の訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
チ. 代筆、電話の仲立ち等の支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ツ. 就労又は退所後の生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計	障害程度区分 A・B・C
点	

注 (ア) 列につけた○印一つに2点を与え、(イ) 列につけた○印一つに1点を与えた場合の小計を算出し、それらの合計点を合計欄に記載して下さい。

別表第三

聴取り票（知的障害者授産施設支援（入所）用）

1. 実施者（記入者）

実施日	平成 年 月 日	記入者氏名	ふりがな
実施場所	居宅内・施設内・その他（ ）		

2. 申請者

過去の決定	初回・2回目以降（前回決定 年 月 日）	前回決定結果	区分 A・B・C
申請者氏名	ふりがな	性別 男・女	生年月日 年 月 日（ 歳）

3. 備考

--

4. 聴取り

下表のアからハマまでの各項目について、(ア)～(ウ)列に示した選択肢のうち、当てはまるものに1つだけ○印を付けて下さい。

生活動作等支援	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
ア. 屋内及び屋外屋外での移動の介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
イ. 食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ウ. 排せつ行為に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
エ. 入浴の介助、入浴中の見守り等の支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
オ. 医療処置、受診等に関する援助	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
カ. 医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
キ. 健康管理に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ク. 清潔保持に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ケ. 金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
コ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
サ. 睡眠障害並びに食事及び排せつに係る不適応行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
シ. 自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ス. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助	困難性の高い支援が必要	支援が必要	支援の必要性が低い
セ. 外出、買い物等に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ソ. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
タ. 作業のための動機付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
チ. 作業内容の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ツ. 在宅生活に必要な生活生活関連行為の習得に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
テ. 作業のための送迎及び移動に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ト. 作業中の安全への配慮	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ナ. 作業の準備及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ニ. 作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ヌ. 各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（ネを除く。）及び意思疎通の訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ネ. 代筆、電話の仲立ち等の支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ノ. 退所後の生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ハ. 就職先の選定及び就職先との調整に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計	障害程度区分 A・B・C
点	

注 (ア) 列につけた○印一つに 2 点を与え、(イ) 列につけた○印一つに 1 点を与えた場合の小計を算出し、それらの合計点を合計欄に記載して下さい。

別表第四

聴取り票（知的障害者授産施設支援（通所）用）

1. 実施者（記入者）

実施日	平成 年 月 日	記入者氏名	ふりがな
実施場所	居宅内・施設内・その他（ ）		

2. 申請者

過去の決定	初回・2回目以降（前回決定 年 月 日）	前回決定結果	区分 A・B・C
申請者氏名	ふりがな	性別 男・女	生年月日 年 月 日（ 歳）

3. 備考

--

4. 聴取り

下表のアからヌまでの各項目について、(ア)～(ウ)列に示した選択肢のうち、当てはまるものに1つだけ○印を付けて下さい。

生活動作等支援	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
ア. 食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
イ. 排せつ行為に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ウ. 医療処置、受診等に関する援助	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
エ. 医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
オ. 健康管理に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
カ. 清潔保持に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
キ. 金銭管理に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
ク. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ケ. 睡眠障害並びに食事及び排せつに係る不適応行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
コ. 自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
サ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助	困難性の高い支援が必要	支援が必要	支援の必要性が低い
シ. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ス. 作業のための動機付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
セ. 作業内容の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ソ. 在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
タ. 作業のための送迎及び移動に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
チ. 作業中の安全への配慮	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ツ. 作業の準備及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
テ. 作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ト. 各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援(ナを除く。)及び意思疎通の訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ナ. 代筆、電話の仲立ち等の支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ニ. 退所後の生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ヌ. 就職先の選定及び就職先との調整に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計	点	障害程度区分 A・B・C
----	---	-----------------

注 (ア) 列につけた○印一つに 2 点を与え、(イ) 列につけた○印一つに 1 点を与えた場合の小計を算出し、それらの合計点を合計欄に記載して下さい。

別表第五

聴取り票（知的障害者通勤寮支援用）

1. 実施者（記入者）

実施日	平成 年 月 日	記入者氏名	ふりがな
実施場所	居宅内・施設内・その他（ ）		

2. 申請者

過去の決定	初回・2回目以降（前回決定 年 月 日）	前回決定結果	区分 A・B・C
申請者氏名	ふりがな	性別 男・女	生年月日 年 月 日（ 歳）

3. 備考

--

4. 聴取り

下表のアからセまでの各項目について、(ア)～(ウ)列に示した選択肢のうち、当てはまるものに1つだけ○印を付けて下さい。

生活動作等支援	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
ア. 医療処置、受診等に関する援助	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
イ. 医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ウ. 健康管理に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
エ. 金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
オ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
カ. 睡眠障害並びに食事及び排せつに係る不適応行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
キ. 自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ク. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助	困難性の高い支援が必要	支援が必要	支援の必要性が低い
ケ. 外出、買い物等に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
コ. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
サ. 在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
シ. 各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（スを除く。）及び意思疎通の訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ス. 代筆、電話の仲立ち等の支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
セ. 退所後の生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計	障害程度区分 A・B・C
点	

注 (ア) 列につけた○印一つに2点を与え、(イ) 列につけた○印一つに1点を与えた場合の小計を算出し、それらの合計点を合計欄に記載して下さい。